

平成 25 年 2 月 28 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明



公益通報（第 24-90-45 号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会（第 1 部会）において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。

直ちに、必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

城東区役所のある係長（以下「職員 A」という。）は、ある国民健康保険被保険者から平成 22 年 11 月に国民健康保険料延滞金減免申請書を受け取り、当該被保険者に減免を約束したが、平成 24 年 4 月に至ってもその処理をしていないようだ。これ以外にも国民健康保険料に関する手続が長期間放置され、最後まで処理されていないものが多数存在するのではないかと。さらに、上司は、これらのことを把握していながら放置しており、公表もしていないのではないかと。

2 大阪市国民健康保険制度について

(1) 制度概要

国民健康保険とは、国民健康保険法（以下「法」という。）に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与するため、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に必要な保険給付を行う制度である。

大阪市は、国民健康保険事業を運営する保険者であり、国民健康保険に加入する世帯の世帯主から国民健康保険料（以下「保険料」という。）を徴収し、必要な保険給付を行っている。

(2) 保険料の徴収について

保険料の徴収は、法第 76 条の 3 において普通徴収又は特別徴収（4 月から翌年 2 月まで

の年金支払月に年金から支払う方法により徴収)で行うことと規定されている。

普通徴収とは、口座振替又は納付書による方法で徴収するものであり、納付回数は、大阪市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、6月から翌年3月までの10回と定められている。また、条例第15条の規定により保険料の賦課期日を4月1日とし、原則として6月1日に保険料額を決定した後、世帯主あてに被保険者の居住する区の区役所から決定した保険料額を通知している。

(3) 保険料の滞納に関する延滞金について

保険料の滞納に関する延滞金（以下「延滞金」という。）は、条例第19条第1項に基づき、保険料が納期限までに納付されないときに、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、保険料の額に応じて所定の割合で計算した金額を徴収するものである。

(4) 保険料及び延滞金の時効について

保険料の徴収に係る時効期間は、法第110条第1項の規定により2年とされており、その起算日は、原則として各納期限の翌日である。

また、延滞金の時効期間は、地方自治法第236条第1項に基づくため、保険料の時効期間とは異なる5年となり、その起算日は、保険料の納付日の翌日である。

保険料及び延滞金は、地方自治法第231条の3に規定する債権であるため、時効の援用は不要である。

(5) 保険料の減免決定について

法第77条の規定において、保険者は、条例等の定めるところにより、特別の理由がある者に対して、保険料を減免し又はその徴収を猶予することができることとされている。

これを受けて大阪市では、条例第21条及び大阪市国民健康保険条例施行規則（以下「施行規則」という。）第17条の規定により、一定の基準のもとに保険料を減免することができる旨を定めている。

また、これらの規定の詳細について、「大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準」（以下「保険料減免基準等」という。）を策定している。

さらに、その事務処理については、「大阪市国民健康保険料減免事務取扱要領」（以下「保険料減免事務取扱要領」という。）に従うこととされている。

それによると、保険料の減免申請は、納期限前7日までに、申請者が申請理由を証明する資料の添付又は提示をした上で所定の保険料の減免申請書を提出する必要がある。また、保険料の減免の承認又は不承認は、提出された資料に基づき、基準に該当するか否かを調査の上、「大阪市国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療システム」（以下「国保等システム」という。）端末に必要事項を入力し、国保等システムにおいて計算された内容を保険料の減免申請書に記した上で判定し、決裁により決定することとされている。平成11年4月に国保等システムのうち国民健康保険に係るシステム（資格・賦課・収納）が導入されたことにより、保険料の減免申請については即時処理が可能となり、通知書作成処理も随時に行えることとなった。

なお、区役所では、定期的に滞納者の状況を確認することのできる帳票が国保等システムで出力されている。

さらに、減免の対象となる期間は、原則として申請のあった日の属する月から事実が消滅した日の属する月までであるが、例外的に、やむを得ない事由を確認することによりその事実が発生した日の属する月から減免対象とすることができる。

なお、保険料の減免決定は、区役所課長等専決規程（平成 24 年 7 月 31 日で廃止。同日付けで区役所毎に課長等専決規程が制定されている。以下同じ。）により課長専決事項とされている。

(6) 延滞金の減免決定について

延滞金についても、条例第 19 条及び施行規則第 20 条の規定により、一定の基準のもとで減免することができる旨が定められており、これを受けて、「大阪市国民健康保険料延滞金減免にかかる要綱」（以下「延滞金減免要綱」という。）において、その詳細が規定されている。

延滞金の減免申請を行う場合、申請者は、延滞金の減免申請書にその理由を証明する書類を添えて提出しなければならない（施行規則第 20 条第 3 項）。また、その具体的な処理方法については、平成 21 年 5 月 25 日付け「国民健康保険料延滞金減免に係る要綱の制定について（通知）」により、健康福祉局（当時）から各区役所に通知されている。それによると、区役所は、添付された証明書類等の内容も踏まえて承認又は不承認を厳正に判定することとされている。

なお、延滞金の減免決定も、区役所課長等専決規程により課長専決事項とされている。

(7) 保険料等の滞納に係る財産の差押えについて

健康福祉局（当時）の国民健康保険料・介護保険料収納対策グループ（以下「収納対策グループ」という。平成 24 年 8 月 1 日よりその一部が財政局の市債権回収対策室に集約化された。以下同じ。）は、平成 22 年 9 月 30 日付けで各区役所に通知した「滞納整理事務の集約化に係る事務処理について（通知）」に基づき、7 期以上保険料を納付しておらず、各区役所が財産調査に着手していない滞納者のうち、被保険者の資格を有する高額滞納者から優先して財産調査を実施し、差押え可能な財産が判明した場合は、差押予告書の送付及び滞納処分の執行事務を行っている。また、この手続による差押えで対象となる債権の範囲は、保険料、督促手数料及び延滞金の滞納額全額である。

なお、収納対策グループは、区役所から滞納額全額の収納確認ができた旨の連絡を受けた場合は、差押えの解除を行うこととしている。収納対策グループは、この事務処理方法について、平成 22 年度末までは区役所からの電話連絡のみで足りるとしていたが、平成 23 年度からは電話連絡に加えて納付状況が確認できる資料を添付するよう改めている。

3 調査結果

本件通報について、総務局監察部が平成 24 年 11 月から平成 25 年 2 月にかけて関係書類の確認及び事情聴取等による調査を実施した結果、本件通報では指摘されていなかった事実を

含め、次のような事実が判明した。

(1) 本件通報の指摘内容について

城東区役所の当時の保険年金担当課長（以下「前課長B」という。）は、平成22年11月に収納対策グループが、保険料、督促手数料及び延滞金の滞納額全額を保全するため預金債権を差し押さえたあるケースにおいて、被保険者（以下「被保険者X」という。）から保険料及び督促手数料の納付とともに提出された延滞金の減免申請書の処理が、2年後の平成24年11月までなされなかったことを認めた。

なお、その延滞金の減免申請書が未処理であったことが発覚したきっかけは、被保険者Xが平成24年4月に来庁した際、平成22年度分の滞納保険料を完納したことに伴い確定した延滞金について、前回と同様に減免を承認してほしい旨の申し出があったためであったことが判明した。

本件について、平成22年11月当時副参事兼担当係長であった職員Aは、被保険者Xからの延滞金の減免申請書を受け付けた後2年間に渡って処理していなかった理由について、明確に述べなかった。しかし、その後、保険年金担当課長となった職員Aは、平成24年4、5月頃に、被保険者Xが平成22年11月に提出した延滞金の減免申請書の処理を行うよう前課長B等から指示又は指摘を受けていたものの、その他の業務で忙しかったことから処理していなかったことを認めた。

また、平成22年度当時、副参事兼担当係長であった職員Aは、滞納している延滞金の納付を確認していない状態で差押え解除を依頼する連絡を入れたことを認めた。

差押え解除の依頼を受けた収納対策グループは、平成22年11月に上記2(7)記載の平成22年9月30日付け「滞納整理事務の集約化に係る事務処理について（通知）」に則り本件差押えを解除した。

なお、平成22年11月に被保険者Xが提出した延滞金の減免申請書については、本件通報に係る調査をきっかけに、平成24年11月に不承認とする旨を決定し、被保険者Xに対し通知したところ、滞納した延滞金は納付されているが、当該不適正な事務処理についての公表は行われていない。

(2) 城東区役所における保険料の減免に係る決裁について

平成22年度当時、城東区役所において保険料及び延滞金の減免を担当していた担当係長（以下「担当係長C」という。）は、保険料の減免申請について、過年度分の保険料に係る申請であった場合や、申請理由を証明する資料がない場合であっても受け付け、減免の基準に該当するか否かの調査を行うことなく、決裁書類を作成していたことを認めた。また、平成22年度当時副参事兼担当係長であった職員Aは、回議された決裁書類について、その内容を十分に確認することなく承認していたことを認めた。さらに、当時の保険年金担当課長（以下「元課長D」という。）は、再三にわたり部下に対して速やかに決裁書類を回議するよう指示をしてもなかなか回議されないことが多く、決裁書類が大幅に遅れてまとめて回議されてきた時には、既に申請者に決定通知書を交付した後であったと述べ、そのため、今更その決定を覆すことは難しいと考え、決裁していたことを認めた。

このような方法で受け付けられた過年度分の保険料の減免申請に対し承認の決定を行っ

たものは、城東区役所によると 909 件あり、減免された金額は 76, 596, 583 円であることが判明した。

なお、平成 22 年度に城東区役所が受け付けた保険料の減免申請に対し承認の決定を行ったものは、城東区役所によると合計 6, 671 件、承認された減免額の総額は 329, 885, 448 円であった。

その他、平成 23 年度及び平成 24 年度においても平成 22 年度と同様に過年度分の保険料を減免していたものが発見された。

(3) 保険料の減免申請に対する決定通知に係る事務処理について

城東区役所では、従来、窓口で保険料の減免申請書を受け付けた際、保険料減免に関する決裁を完了する前に決定通知書を申請者に交付していたことが判明した。そこで、総務局監察部が、その事務処理は問題であると指摘したところ、その後、改善した旨前課長 B から報告があった。

なお、元課長 D によると、城東区役所では、平成 22 年度当時も同様に保険料減免に関する決裁を完了する前に決定通知書を申請者に交付していたとのことである。

このような事務処理が行われていたことについて、大阪市国民健康保険制度を所管する福祉局は、国保等システムの導入前から規定されていた保険料減免事務取扱要領の表記において、事務処理の遂行上勘違いを生じさせる余地があったことから、平成 25 年 2 月 21 日付けで保険料減免事務取扱要領を一部改正し、各区役所に連絡した。

(4) 城東区役所における延滞金減免に係る決裁について

担当係長 C は、平成 22 年度に申請理由を証明する資料の添付がないまま延滞金の減免申請を受け付け、申請の内容を確認することなく決裁書類を作成していたことや、専決権者である元課長 D の決裁を受けずに処理していたこともあったことを認めた。

この点について、元課長 D は、城東区役所において多数の延滞金の減免申請があったことは知らなかった旨を供述している。

また、職員 A は、平成 22 年度当時、副参事兼担当係長であった自分の業務が繁忙であり、十分に確認することなく決裁書類を承認していた旨を認めた。その後、職員 A は、平成 22 年度当時、自分自身も証明資料の添付のないまま受け付けたことがあることや、決裁書類が回議された際、その内容を確認していなかったことを認めた。さらに、職員 A は公印の管理や公印の使用時の審査を担当していたが、決裁が完了していないにもかかわらず、決裁書類が回議された時点で公印の使用を認めていたことを供述した。

総務局監察部が平成 22 年度に城東区役所が受け付けた延滞金の減免申請書全 73 件を確認したところ、すべての申請書に申請者からの申請理由を証明する十分な資料が添付されていなかった。ただし、経緯は不明であるものの、上記申請書には、国保等システムにより出力された申請年度と異なる申請者の世帯の所得状況が分かる書類が添付されていた。また、ほとんどの決裁書類に専決権者である元課長 D の押印がなかった。

さらに、国保等システム端末で申請理由と入力内容を確認したところ、「病気、盗難、負傷」を理由に提出された延滞金減免申請であるにもかかわらず、申請理由が「災害」と入

力されているものがあるなど、申請理由と入力内容に齟齬があるものも存在することが判明した。

平成 22 年度の延滞金減免に係る決裁をすべて調査した結果、全 73 件中 53 件、総額 280,940 円については、そもそも承認すべきでなかった申請に対して承認の決定を行っていたことが判明した。

(5) 保険料及び延滞金の減免決定に係る決裁権者について

保険料及び延滞金の減免決定は、区役所課長等専決規程により課長専決事項と定められているものの、区長までの決裁を受けている区役所があるなど、区役所によって保険料及び延滞金の減免の事務処理にばらつきがあるため、福祉局は、平成 24 年 12 月 19 日付け「国民健康保険料等の減免決定における専決事項の取扱いについて（通知）」で各区役所に改めて課長専決事項であることを通知した。

(6) 事務処理の適正性の確認について

福祉局によると、制度改正の都度、適宜担当者向けの説明会を開催したり、制度の周知や情報交換等のために担当係長会を行ったりしているものの、国民健康保険に関する事務処理が適正になされているかどうかの確認までは行っていないとのことである。

(7) その他

職員 A は、平成 22 年度に市民対応に追われていた際、決裁書類の押印を他の職員に任せたとがあったことを認めたが、繁忙期が過ぎた後は改めたとのことである。

元課長 D は、平成 22 年度当時、大阪市全体として滞納整理を強化した時期であったため、市民対応に追われていたことなどから、決裁書類の押印を他の職員に任せたともあり、書類の細かな内容を十分に確認していなかったと認めている。

4 判 断

以上の調査結果をもとに検討を行ったところ、次のとおり判断するに至った。

(1) 本件通報の指摘内容について

本来、滞納額全額の納付が差押え解除の条件であるところ、上記 3 (1) にあるように、被保険者 X からの延滞金の納付を確認しないまま差押えの解除を依頼する連絡を行ったことは、上記 2 (7) 記載の平成 22 年 9 月 30 日付け「滞納整理事務の集約化に係る事務処理について（通知）」記載の処理方法に沿ったものではない。

また、被保険者 X が提出した延滞金の減免申請書の処理が、減免の承認又は不承認の判定がされないまま 2 年間に渡って放置されていたことは、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと規定する大阪市の行政手続条例第 7 条に明白に違反するものである。

さらに、定期的に滞納者の状況を確認する機会があったにもかかわらず、被保険者 X の申し出があるまで、当該申請書が放置されていること自体を認知できなかったことは、事務処理のあり方として看過しがたい。

また、本件通報で指摘された延滞金のみならず、他の延滞金や保険料についても処理の放置されている減免申請がないと言い切れず、延滞金に比べ時効期間の短い保険料については、一部時効が完成し、徴収することができなくなるおそれが強い。

(2) 保険料及び延滞金の減免決定について

保険料の減免とは、本来、保険料の全額負担に堪えることが困難な場合に、市民からの申請に基づき、当該世帯の収入や資産などを勘案して決定する例外的なものである。

しかし、上記 3 (2) で述べたように、平成 22 年度当時、城東区役所において、過年度分の保険料の減免申請について、例外的な取扱いであるにもかかわらず、申請時に申請者が添付等すべき証明書類を確認しないまま申請を受け付け、減免の基準に該当するか否かの調査をせずに、決裁書類が作成されていたことは、不適正な事務処理である。さらに、平成 22 年度当時、副参事兼担当係長であった職員 A 及び元課長 D は、決裁書類が回議された際に不備を指摘し、改める立場であったにもかかわらず、それを怠り、その結果として承認すべきでない申請に対して減免決定が行われていたことは、不適正な事務処理を漫然と継続していたものと言わざるを得ない。

また、延滞金の減免決定については、施行規則や延滞金減免要綱により定められた基準により行われるべきものである。

しかしながら、上記 3 (4) にあるように、平成 22 年度当時、担当係長 C が、申請者が添付すべき証明書類を確認しないまま受け付け、専決権者の決裁を完了することなく減免承認の決定を行ったことや、職員 A が回議された決裁書類を確認すべき立場にあったにもかかわらず、その内容を確認しなかったことは、施行規則や延滞金減免要綱に則っていないのみならず、区役所課長等専決規程に明白に違反する行為である。さらに、公印の管理や公印使用時の審査を担当していた職員 A が、公印の使用を必要とする決定通知書と決裁書類を専決権者の決裁後に審査しなければならないところ、決裁の完了を確認せずに公印を使用することを認めていたことは、極めて不適正な事務処理である。

(3) 報道発表について

大阪市が市民や市民の財産に損害を与えるような不適正な事務処理は、政策企画室市民情報部報道担当が定める「事件・事故等における報道発表基準」によると、説明責任、注意喚起、混乱回避、透明性の確保等の観点から、速やかに報道発表が行われるべきものである。

これまで述べてきたように、城東区役所において、通報指摘の事務処理の放置を含め国民健康保険業務に関し、市民や市民の財産に損害を与えるような著しく不適正な事務処理が行われていた。この様な事案は、判明後又は処理終了後において、速やかに公表が行われるべきものであった。

(4) 保険料減免申請に対する決定通知に係る事務処理について

上記 3 (3) で述べたように、城東区役所は、少なくとも平成 22 年度から総務局監察部の調査時点までの 2 年以上に渡って、専決権者の決裁を完了する前に決定通知を申請者に交

付する事務処理を行っていた。現在は改善された旨報告を受けているが、このことが今般の不適正な事務処理の原因のひとつになっていると考えられることから、適正な事務処理方法を順守する必要がある。

(5) 不適正な事務処理の防止に向けて

福祉局は、平成 25 年 2 月 21 日付けで保険料減免事務取扱要領を一部改正し、各区役所に連絡したとのことであり、一定の改善措置はとられている。

ただ、このような不適正な事務処理が継続して行われた背景のひとつとして、その事務処理が適正であるかどうかを確認する機会が乏しかったことが考えられるため、大阪市国民健康保険制度を所管する福祉局においては、適正な事務処理がなされていることを定期的に検証し、必要に応じて是正を図る制度の確立等を行うべきであるとする。

5 勧告

上記判断に基づき、区長及び福祉局長に対し、国民健康保険に関する事務について次のような措置を平成 25 年 5 月末日まで（ただし、(3)については、平成 25 年 8 月末日まで）にとらせるよう勧告する。なお、区役所における保険料及び延滞金の減免に関する事務処理の適正化に当たっては、できる限り区役所において調査を行い、対象者である市民の負担を前提とすることのないよう十分配慮されたい。

- (1) 城東区長は、現存するすべての保険料及び延滞金の減免に関する文書を確認し、事務処理が適正になされていないものについて、その内容や件数、金額を確定の上、本委員会に報告するとともに公表すること。また、それらについても速やかに適正化すること。
- (2) 城東区役所以外の 23 区役所について、保険料及び延滞金の減免に関する規定に照らして、平成 24 年度の保険料及び延滞金の減免に関する事務処理に不適正なものがないか検証すること。なお、不適正なものが確認された区役所については、速やかに本委員会に報告すること。
- (3) 上記 (2) において、不適正なものが確認された区役所については、現存するすべての保険料及び延滞金の減免に関する文書を確認し、その内容や件数、金額を確定の上、本委員会に報告するとともに公表すること。また、それらについても速やかに適正化すること。
- (4) 福祉局長は、今回の事案を踏まえ、保険料及び延滞金の減免に関する事務処理が適正になされているかを必要に応じて検証し、是正を図る制度の確立等を検討すること。

(調査及び審議に関与した委員の氏名)

播磨政明委員、大西寛文委員、大砂裕幸委員